

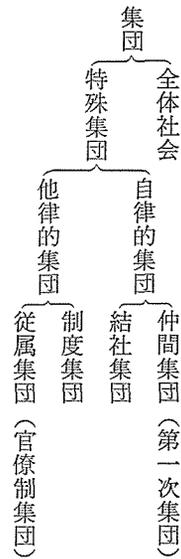
集団の本質

高 津 等

一 序 説

集団という語は社会学で広狭幾つかの意味に使われている。最狭義には、親和的な小集団が特に集団 (group) と呼ばれることがある。G・C・ホーマンズやW・J・H・スプロットが人間集団 (human group) と称して研究しているのは、その種の小集団である。最広義には、高田保馬博士のいわゆる全体社会をも含めて、多数人の作る統一体のすべてが集団と呼ばれることがある。たとえば、「特殊科学としての社会学にとっては社会はその集団としての側面が対象となる」⁽¹⁾といわれる場合の集団がその例である。なおその外に、全体社会の中に派生する特殊集団、即ちR・M・マッキーパーのいわゆる結社 (association) を集団と称する場合もある。社会と集団とを区別する時には、その「社会」は全体社会を意味し、その「集団」は特殊集団を意味していると解される。

本稿では、最広義の集団について考えてみたいと思っている。人間の作る統一体のすべてを集団と呼ぶことにする。理解を容易ならしめるために、その主要な類型を表示すると次の如くであらう。⁽²⁾



右表中、仲間集団とは、C・H・クーリーのいわゆる第一次集団 (Primary Group) のことである。結社集団とは、労働組合・婦人会・学会などの如く、或る目的の追求のために成員の合意によって作られる組織体のことである。右の二つは成員一同の支持に依存して存続するので、自律的集団と呼ぶことが出来よう。制度集団とは、氏族・家族・教会・若者組などのように、文化的に規制されて存続する集団である。従属集団とは、軍隊・官庁・企業体の如く、外部勢力の意志によって目的合理的に作られる組織体のことであり、その主要なものは近代官僚制集団である。この二つは外部勢力の支持及び強制によって他律的に存続するので、他律的集団と呼ぶことが出来よう。以上が特殊集団の主要な類型である。全体社会は、高田博士によって「一定の地域を以て限られ、自ら一集団をなすと意識し、また内部に殆ど一切の社会的結合関係を包括する社会」と定義せられている。⁽⁴⁾ この全体社会と特殊集団を包括する上位概念として集団を定義する。

集団という語を右のように広義に使用すれば、社会学の研究対象は一義的に明確にせられ得るであろう。社会学史上には、綜合社会学・形式社会学・文化社会学などの諸派が現われ、社会学の研究対象についてそれぞれ違った見解を示しているが、大局的に見ると、社会学は人間の集団的行動を主要な研究対象としながら発展して来たといえるように思われる。形式社会学が人間の相互作用または社会関係を研究するといっても、実際に取扱われているのは、支配と服従・分業・協力・斗争・親和関係など、人間の集団的行動に関係するものばかりである。恋愛・売買・訴訟な

どは人間の相互作用として重要なものであるが、集团的行動と直接の関係がないためか、社会学ではあまり研究されていない。文化社会学が文化を研究するといっても、実際に取扱われているのは、イデオロギーや家族制度のように集团的行動を直接に規制するものか、さもなければ、民族の本質としての伝統的文化の諸形態である。同じ文化でも作曲法や近代建築法などは社会学では研究されていない。初期の総合社会学は、形式社会学者から百科全書的歴史哲学に過ぎないとして非難されたが、広義集团の一種としての全体社会の構造ならびに変動を論ずる場合にはそのような方法をとらざるを得ないとして、社会学のこの分野では今日なお相応の評価を受けている。要するに、社会学は人間の集团的行動を主要な研究対象としながら今日に到っていると言えるように思われる。

集团的行動が社会学の主要な研究課題であるとすれば、社会学の根本問題として、集团の本質、即ち集团として認められ得る一群の対象に共通にして重要な特質の究明が必要とならう。最近の社会学は、我国でも米国学社会学の影響を受けて、本質論を抜きにして直ちに現象面の研究に進む傾向が強いのであるが、社会科学では個性豊かな対象が研究されるのであるから、本質論はやはり必要であらう。本質論を抜きにして直ちに現象面の研究に進むと、特定の対象が持つ様々の個性のうち重要なものと然らざるものとの区別が出来ず、従って研究が徒勞に終ることになり易いのである。

集团の本質については、大別して三つの説が出されているといえるであらう。第一は、集团成員の相互作用またはその期待可能なる状態としての社会関係を以て集团の本質とする見解である。これを相互作用説と呼ぶことにする。相互作用説は、ジンメル、テンニース、M・ウェーバーなどに始まり、極めて多くの社会学者から支持されている。第二は、集团成員に一般共通なる行為の様式を以て集团の本質とする見方である。これを行為様式説と呼ぶことにする。行為様式説はデュルケームに始まり、臼井二尚博士によって発展させられている。第三は、集团意識または集团感情を以て集团の本質とする見方である。これを集团主観説と呼ぶことにする。集团の主観的側面を重視している学

者としてはフィアカント、マッキーバー、クローリーなどが挙げられる。なおその外に社会過程、社会秩序、社会体制などを重要視する立場もあるが、これらの所説の社会学的な部分は右三説のいづれか一つ又は二つに含まれており、他の部分は歴史哲学や社会心理学などに著しく接近することによって社会学の本流から逸脱していると思われるので、第四の説はとりあげないことにする。

本稿では、右の三説を検討した上で、集団本質論についての私見をまとめてみたいと思っている。本稿では、集団の本質として規範と統制の存在が重視されるのであるが、同種の見解は、部分的ないし潜在的には既にパーソンズやホームマンズ等の所説の中にも示されている⁽⁵⁾。しかし彼等の場合には、それが集団本質論として意識的に主張されているわけではなく、従って他説との関係が曖昧である。なお、集団の本質として規範及び統制を重視する立場は、系譜的に見ると、上記三説中の行為様式説につながるものであるが、それにも拘らず、パーソンズやホームマンズの社会学は、社会心理学に極端に接近することによって、デュルケムにはじまる行為様式説の根本的な長所を減殺している感があり、その点についても疑問が持たれる。規範と統制を以て集団の本質とする見解は、それを正當に展開すれば、上記三説の夫々の長所を生かしつつ短所を補い、しかも集団の行動についての実証的研究をも容易ならしめるものとして、今後の発展が期待されると思うのであるが、その見解の特色と長所を明らかにするためには、社会学の現段階では、他説を批判した上でこの説を主張するという正當な手順をとらなければならないようである。

(1) G. C. Homans: *The Human Group*, 1950, p. 1.

W. J. H. Sprott: *Human Group*, 1958, p. 9.

(2) 臼井二尚「社会学の対象」——日本社会学会編「教養講座、社会学」昭和三十六年、所収——二〇四頁。

(3) この分類は集団本質についての規範統制説の立場からなされたものである。その詳細に関しては、拙稿「集団の分類」(『シオロシ三九号所収』)参照。

(4) 高田保馬「社会学概論」昭和二十八年、一一一頁。

(5) パーンズに引くは T. Parsons; *The Social System*, 1952, pp. 24-25, pp. 249-325 参照。ホーンズに引くは前掲書参照。

二 他説の批判

我国で集団の本質について丹念な研究を重ねた学者の筆頭に高田保馬博士があげられると思うのであるが、博士によると、社会即ち本稿でいう集団の本質は「直観的にただ見らるべきものであって論証せらるべきものではない」とされている。⁽¹⁾ 集団の本質とは、前述の如く、集団と呼ばれ得る一群の対象に共通にしてしかも重要な特質をいうのであるが、その一群の対象として何を選ぶかは、常識的用語法に拘泥しない限り、その本質如何によって決まるとも言えるのであって、従って高田博士の右の言は肯定せざるを得ない。実際、諸家の学説を見ても、集団の本質については事実が事実として述べられているだけである。その点は本稿で主張される規範統制説も例外とはなっていない。

集団の本質が論証なしに直観されるべきものであるとすれば、本質論についての批判は論証的にはなされ得ないのであって、その本質論を基礎にして作られる理論的体系の科学的効用を吟味することによってなされる外はないであろう。即ち、その理論的体系が何を研究し、何を説明し得るか、またその説明が人々の社会生活に如何なる意味ないし効用を持つかによって、本質論の価値が決められることになる。たとえば、本質論が多元的に過ぎる場合には、それを基礎にして作られる理論が複雑化して物事の説明に役立ち難くなるばかりでなく、その多元的本質を完備せる対象が狭く限定されて抽象による理論化が困難となり、理論を知ることの実生活上の意味が乏しくなる。結局、社会学の科学的効用が減ずることになる。また本質論が検討不充分で如何様にも解釈され得る場合には、研究対象が広範に及び過ぎて他の科学と重複し、社会学の主体性が疑われることになる。いづれにしても、本質論の批判はこのような見地からこのような形式でなされるべきである。

さて、集団の本質についての諸家の見解の中で圧倒的に多いのは相互作用説であるが、その主張が最も純粋にして且つ最も鮮明であるのはやはりジンメルであろう。彼が、相互作用について衝動・関心・目的・嗜好などの「内容」と上下関係・競争・模倣・分業などの「形式」とを区別し、社会学は相互作用の形式のみを研究すべきであると主張したことは周知の如くである。⁽²⁾ この主張は集団本質論としてよりも寧ろ社会学固有の研究対象を見出さんがためになされたものであるが、それにしても社会ないし集団にとって本質的でないものを研究してそれが社会学と呼ばれ得る筈がないのであって、従ってジンメルによると社会(Gesellschaft)の本質は内容と形式の両面を有する人と人との相互作用であるということになる。⁽³⁾ この見解そのものについては例証があるのみで論証はなされていないけれども、その点は前述の高田博士の言葉から諒承されるべきである。

ジンメルの相互作用説は世界的な反響を呼び、多くの追従者を見出すと共に種々の批判をも受けた。批判は次の三点に要約できるであろう。第一は綜合社会学またはそれに類似の文化社会学の立場からなされたものであり、これは形式社会学の歴史的抽象性に対して向けられている。社会的現実⁽⁴⁾は歴史的個性的側面を持つが、それを与えるのは文化であり、その文化はジンメルのいわゆる相互作用の内容と結びついている。従って相互作用の内容を捨象する形式社会学は社会の歴史的現実から遊離した抽象論になるのではないか、というのが批判の要点である。⁽⁴⁾ 第二の批判は次に述べる行為様式説の立場から社会の实在性に関して述べられている。相互作用は断続的に生起する現象であるから、それを以て社会の本質とすれば、社会は、相互作用が止む時には实在性を失い、相互作用が生ずると同時に再び实在性を取り戻すことになる。従って相互作用説では社会の实在性が疑わしくなる、というのがその論点である。⁽⁵⁾ 第三の批判は形式社会学の内部から相互作用の質的側面について向けられている。相互作用には色々の種類ないし形式があつて、戦争・反感・対立などもその中に含まれる。それらの反社会的相互作用は社会の本質とは見なし難いのではないか、というのが批判の要点である。⁽⁶⁾

集団本質論の見地から見て、特に重要なのは右の第三の批判であろう。集団の本質というからには、それは、集団と呼ばれ得る一群の対象に共通であると共に特有でなければならぬ。ところが相互作用は、それがなければ集団が成立し得ないにしても、一方では集団をなさない人々の間にも生じ得るのである。分業・競争・斗争などは集団の中で行なわれると共に集団外でも行われる。商行為は今日最も重要な相互作用の一つであるが、M・ウェーバーによると、それは本来、異習俗集団間の現象 (interethnische Erscheinung) として発生したといわれ、今日でもその事情に大差はないのである。

相互作用説には右のように致命的な難点があるが、それを克服するために集団の本質となるべき相互作用の種類ないし形式を限定すると、同時に集団の形成に必要な相互作用までも脱落して、社会学の科学的効用が減ずることになる。たとえばテンニースは集団の本質として相互肯定の相互作用即ち助け合いを考えているが、かく見れば、斗争や競争が集団の統一性や機能を高める側面が見落されるのみならず、支配服従の上下関係でも、たとえば奴隸所有や労働力搾取などの側面は取扱いに困ることになる。なお、テンニースのように集団の本質を助け合いに限定しても、商行為のような集団外的相互作用がその中に含まれている。そこで、フィアカントや高田博士は利益社会関係が共同社会関係に基礎づけられるとし、結局、社会をして社会たらしめるものを共同社会関係に求めたのであるが、かくすることによって形式社会学が社会の現実から益々遊離して人望を失ったことは周知の如くである。その根源は相互作用が集団の本質として不適當であったことに由来していると見てよいであろう。

次に行為様式説であるが、その立場を最も鮮明に示し且つその立場に徹底している学者はやはりデュルケムをおいて外にないであろう。彼が、社会学固有の研究対象となるべき社会的事実として法律規定・道徳規範・宗教教義・金融制度などの行為様式をあげ、それが個人心理の外部に存在して外から個人を強制拘束する性質を持っていると主張したことは周知の如くである。⁽¹⁰⁾ 行為様式説の後継者たる臼井博士の場合には強制拘束は一種の相互作用であるという

見方がされているが、デュルケーム⁽¹⁾においてはその拘束性が社会的事実の内在的特質(caractère intrinsèque)と考えられている点に注意を要する。法律違反に対する刑罰の如きも特定の間人又は機関が加えるのではなくして、法律そのものが人間に反作用を加えるかの如くに説かれている。だから、彼によれば、行為様式の普遍性は拘束性に由来する当然の帰結として説明されることになる。彼の場合には、相互作用説の補助を必要とすることなく、行為様式の普及する理由が説明されるのであって、それだけ行為様式説に徹底しているといえよう。

集団の本質についてデュルケームのような見方をする、近代的な結社集団や官僚制集団の取扱いに困ることになるであろう。そこでは組織化によって各成員の行為様式が異質化すると共に、近代社会の変動性に適應するために一時的・變動的な行動が多くなっている。行為様式の拘束力が行為様式そのものに内在するとすれば、それは全成員を平等に拘束する筈であるから、甲なる成員にAなる様式が与えられ乙なる成員にBなる様式が与えられ得る理由が判明しなくなると共に、Xなる様式が捨てられて新たにYなる様式が採用され得る理由がわからなくなる。曰井博士の如く拘束力の由来を相互作用に求めるとその難点は克服できるのであるが、それでもなお、集団成員を他の者と區別する標識が不明確となるという難点が残る。集団の組織化が進み集団的行動の変動性が高くなると、全成員に一般共通なる行為様式が少なくなると共に、その意義が相対的に減少する。従って行為様式の一般共通性を以て集団の本質とする見解は近代の結社集団や官僚制集団については適用が難しくなるのみならず、それを基礎にして作られた理論の科学的効用が乏しくなるのである。その意味で、曰井博士が行為様式説を全体社会に限って主張しているのは正当と見なされ得るが、そのことによって行為様式説の難点または限界そのものは依然として解消しないのである。行為様式説から新たに規範統制説が分岐しなければならなかった理由がその点に認められるであろう。

集団主観説については、集団意識または集団感情を集団の一元的本質として主張する学者は見出し難く、多くは相互作用説または行為様式説を補足すべき第二ないし第三の要素として示されているに過ぎない。しかし集団の主観的

側面を重要視する見解そのものは極めて広汎に普及しているようである。もっとも集団成員に共通なる思惟・感情・意欲の様式が集団意識または社会意識と呼ばれることがあり、それはデュルケームのいう行為様式に外ならないから除外し、純粹の集団主観説を求めてみると、これには大別して二つの立場が認められる。一つは、集団意識ないし集団感情の担い手を集団そのものと見なし従ってそれを超個人的実在とする立場で、これを超個人的主観説と呼ぶことにする。この立場をとる学者としてはリンドナー、エスピナス、ヴント、クーリー、マクドゥガルなどが挙げられているが、⁽¹⁵⁾一般には形式社会学の後継者とされているフィアカントの如きも、正しく分類すればこの派に所屬せしめるべきであろう。⁽¹⁶⁾

第二に、集団意識ないし集団感情の担い手を成員各個人とし、従ってそれを個人心理的事実と見る立場があり、それを個人心理的主観説と呼ぶことにする。この種の見解はマッキンバーをはじめ今日の米国の社会学者に広く普及しており、産業社会学で言うところの帰屬意識 (belonging-consciousness) の如きも同類のものと解される。マッキンバーは社会及び集団を社会關係によって定義して、⁽¹⁷⁾根本的には相互作用説を承認しながらも、彼の独創的な community 概念については地域性・共同生活・生活様式の共通性などと共に共同体感情 (community sentiment) ないし共同所屬の意識 (sense of belonging together) を大に重視し、⁽¹⁸⁾一方、community の反対概念たる association については、これを或る特定の利害関心 (interest) を共同で追求するために組織された集団と定義し、⁽¹⁹⁾いづれにしても成員の主観的側面を極めて重視していることは周知の如くである。

集団の本質について個人心理的主観説の立場に徹底すると集団の実在性が疑わしくなるのみならず、個人の集団への所屬が極めて不明確曖昧なものとなるであろう。たとえば、女中が自分も家族の一員であると意識すれば直ちに家族の一員となり、自分は家族の一員ではないと考えれば家族から除外されることになる。超個人的主観説の立場をとるとこのような難点は避けられるが、集団が個人と同様に意識や感情を持つとする見解はいかにも神秘的であり、社

社会学の実証的研究を困難ならしめると共にその科学的効用を減ずることになる。いづれにしても集団主観説はそれに徹することは出来ないであって、それを試みた学者が見出し難いのも当然といわねばならない。

以上要するに、集団の本質についての相互作用説、行為様式説、集団主観説はいづれも不適當ないし不充分であって、従ってそれについては他の新説が提唱されるべき余地が残されていると見ることが出来よう。そのような見地から本稿では新たに規範統制説が主張される。

- (1) 高田保馬「社会学の根本問題」昭和二十二年、五頁。
- (2) G. Simmel; *Soziologie*, 1958, SS. 4~10.
- (3) ドイツ語の *Gesellschaft* は全体社会と特殊集団の双方を意味し得る。ジンメルの場合、*Gesellschaft* の例として国家、家族、宗教団体などの外に散歩の道連れやホテルの泊り合わせ客まで挙げられているところから見ても、それは最広義の集団であると解される。右同書、五七頁。
- (4) フライヤー「社会学入門」阿閉吉男訳。昭和三〇年、角川文庫版、一三四頁。
- (5) 臼井二尚「社会の集団的統一性の基礎」——社会科学評論、第一・第二合併集、九二頁。
- (6) 高田保馬「社会学の根本問題」五頁。
- (7) M. Weber; *Wirtschaftsgeschichte*, 1924, S. 174.
- (8) F. Tönnies; *Gemeinschaft und Gesellschaft*, 1920, S. 3.
- (9) A. Fierkandt; *Gesellschaftslehre*, 1923, SS. 261~275. 高田保馬「社会関係の研究」大正一五年、一四三頁以下。
- (10) E. Durkheim; *Les règles de la méthode sociologique*, 1950, pp. 3~6. (田辺寿利、邦訳、参照)。
- (11) 臼井二尚、前掲論文、前掲書、九四頁。
- (12) E・デュルケーム、前掲書、四頁。
- (13) 右同書、一〇頁。デュルケームは「一つの現象が普遍的であるならば、疑もなくそれが集合的(即ち多少とも義務的)だからであって、決して普遍的なるが故に集合的なのではない」と述べている(この点については、デュルケームに関する池田義祐博士の講義において特に注意を受けたものである)。

- (14) 高田保馬博士のいわゆる「社会意識」もその一例である。「社会学概論」一三二頁、参照。
- (15) リンドナー、エスピナス、ヴント、マクドゥーガルについては、黒川純一「社会学要講」昭和二十八年、七一頁、参照。ク
ーリーについては、新明正道「社会学史概説」昭和三〇年、一六九頁、参照。
- (16) フィアカントは厳密なる個人主義的・原子論的見解は集団の統一性を説明することが出来ないとして、超個人的なる集団
精神の存在を主張している（前掲書、三四二—三八五頁）。彼の云う相互作用とは、主に、集団精神が個人に感染した
個人の反作用によって変質する過程を指すのであって（右同書、二七—三一頁）、その内容はジンメルの考えたものと著
しく違つてゐる。
- (17) R. M. Maclver & C. H. Page; Society, 1953, p. 5, & p. 14.
- (18) R. M. Maclver; The Elements of Social Science, 1926, p. 8. R. M. Maclver & C. H. Page; Society, p. 10.
- (19) R. M. Maclver & C. H. Page; Society, p. 12.

三 規範統制説

集団はその統一性によって単なる多数人と区別されるのであるから、集団の本質はその統一性の内容を分析するこ
とによって見出されるであらう。

普通一般に集団の統一性が高いといわれる状態を考えると、それには二つの場合があることが認められる。一
つは成員の等質的行動の斉一性が高い場合である。行進する軍隊の足並みが揃っている程、統一性が高いといわれ
るのはその例である。他の一つは異質的行動の相互補足性または調和性が高い場合である。九人の野球選手が守備につ
く時、各人の行動は異質的でありながらも相互補足的な調和を要求される。その相互補足性または調和性が乱れてい
る時、成員の行動は不統一であるといわれる。集団的行動は等質的かさもなければ異質的であるから、統一性の意味
内容は右二種類に尽きると見てよいであらう。

しからは、その統一性をもって直ちに集団の本質と見なすことが出来るであらうか。右のような意味の統一性は集

団的行動以外についても認められるが故に、統一性そのものを集団の本質とみなすことは困難である。たとえば、観劇、流行、伝染病の治療、路上の通行などは多数人の斉一的行動であっても、集団的行動とは見なし難い。相互補足的行動についても同様のことがいえる。たとえば国際分業によって甲乙両国民の生業は相互補足的となるが、その事実によって甲乙両国が集団的に統一されたとは見なし難い。国際分業が直ちに国際的集団の成立を意味するならば、企業体相互間の分業と企業体内部の分業とが区別出来なくなり、結局、自由主義経済と社会主義経済との区別が出来なくなる。

集団的行動と集団外の統一的行動を区別せしめる要素が集団の本質となるわけであるが、両者の違いは結局、規範と統制の有無によって識別されることになろう。観劇や流行や国際分業は原則として任意的に行われるのに対して、軍隊の行進や野球のチームプレイは規則や命令によっていわば義務づけられて行なわれる。その規則や命令に違反すれば、何らかの形で制裁が加えられる。その制裁を前提として規則や命令に拘束力が与えられる。規則や命令は規範の一種であるが、集団的行動はその規範への同調行為、即ち規範を守る行為として行なわれる点に特色が認められる。その点で集団外の統一行動と区別されるのである。一方、多数人が規範を共有し且つそれを守るならば、その多数人の行動に大なり小なり統一性が与えられる。従って規範と統制の存在は集団の本質である⁽¹⁾と見なしてよいであろう。

規範を一般的に定義すると、集団成員の行動を指示し且つ拘束する觀念である、といえる⁽²⁾であろう。国家の法律、労働組合の規約、軍隊の規則、村落の慣習、仲間の慣例などはその例である。なお、規範を右のように定義すると、支配者の下す命令や、⁽²⁾集団の中で各人に割当てられる役目ないし役割も規範の中に含まれるのであって、この点の認識は行為様式説と規範統制説の違いを知る上に重要である。支配者が与える命令は臨機応変に独裁的にも定められ得る点で規約・規則・慣習などの恒常的規範と区別されるのであるが、それは本質的な違いではない。規則・規約・慣習なども、その起源をたずねてみると或る特定個人の発言ないし模範的行動に端を発する場合が多く、恒常的といっ

てもいつかは改廃される。役目ないし役割は各人に異質的に与えられる点で他の一般的規範と区別されるけれども、この違いも相対的なものである。一般的規範でも、成員に異質的に与えられる例はいくらも見出される。全成員に共通な行動を指示する規範の方がむしろ少ないくらいである。たとえば万人の平等を理想とする近代国家の選挙権の如きものでさえも、或る年令以上の国民に対してだけ与えられている。

規範は、人間の行動を指示する観念であるという点では、広告や個人の理想と同類である。規範がそれらと違う点は規範の持つ普遍性と拘束性に求められる。たとえば或る病院が診察時間を午前十時から午後二時までと告示すれば、患者たちはその時間に病院を訪れるであろう。この場合、病院の告示は患者たちの行動にある種の指示を与えたことになる。しかし彼等に対して病院の告示は一種の広告であって規範とはなっていない。告示が彼等の行動を義務づけていないからである。ところが病院に勤める医者や看護婦にとってはその同じ告示が規範として受けとられる。彼等はその時間に出勤すべく義務づけられるからである。個人の理想は拘束性を欠如する上に普遍性も持たないから、それが規範と異なることは明白である。

行動指示の観念が集団成員に普及するためには意思疏通 (communication) が必要である。またその観念が成員の行動を拘束し得るためには統制、即ち規範に従う者を賞讃または優遇する一方、規範に従わない者を非難または冷遇することが必要である。その意思疏通と統制はいづれも相互作用の一種である。従って行動指示の観念が普遍性と拘束性をもって規範となり得るためには相互作用が必要とされる。相互作用説はこのような形で規範統制説の中に生かされることになる。

規範と統制の存在が集団の本質であるという事情を集団の各類型について吟味してみると以下の如くである。

まず、結社集団や官僚制集団については一見して明白であろう。労働組合・婦人会・学会などの結成大会においてまず第一に問題にされるのは規約の設定と役員を選出である。規約は右に言う規範の一種である。役員を選出は見

方を変えると、集団成員に対する役目ないし役割の配分であり、その役目ないし役割は規範の一種である。要するに規範の設定とその配分が先ず第一に問題とされている。それが成員一同によって承認せられ拘束力をもちはじめた時、集団が発足したと見なされる。官僚制集団についても事情は同じである。官僚制集団では成員を集める前に規則や職務が作られるのが普通である。集団的行動はその規則や職務に従って行なわれ、規則や職務だけでは不十分な不明確な点は支配者の命令によって補足される。規則・職務・命令などの規範が拘束力をもつと同時に集団が発足し、拘束力が失なわれると同時に集団が解体する。

仲間集団や制度集団では規範の多くが慣例又は慣習についての人々の記憶として存在するか、さもなければ成員一同の了解事項として存在しており、いづれにしても成文化されていないので、規範の存在は不用意に一見しただけでは判明しないであろう。しかし近代小家族のような親和的な小集団でも、注意して観察すると、食事の時間、行儀作法、言葉づかい、夫の役割、妻の役割、家計の割振り、性的交渉などについて無数の規範が見出される。規範よりの逸脱行動に対しては何らかの形で制裁が加えられる。国家や企業体の規範が合理主義的に作られるのに対して家族のそれが伝統主義的又は権威主義的に作られる点や、前者の統制が権力によって組織的に行われるのに対して家族のそれが分散的に行われる点が違っているが、その違いは第二次的なものである。規範の存在という事実そのもの及びそれが集団的行動に対して有する意味内容に本質的な違いはない。規範が成文化されているか否かの違いなどは全く末梢的な違いである。

全体社会については、臼井博士によれば、社会の集団的統一性の基礎は行為様式の一般共通性であって、それは模倣による追従応化と社会的威圧による強制拘束の二面よりなる社会統制によって実現されると説かれている⁽⁵⁾。博士の言う社会統制は自発的な模倣を含み、一方規範を守る者に対する賞讃や優遇を含まない点で、本稿で言うところの統制とは多少意味内容を異にしているが、統制の主要なものは逸脱行動に対する制裁であり、更にデュルケームの言う

如く、自発的な模倣でも逸脱に対する制裁を前提とする限り強制拘束という事実を否定するものではないという見方をすると、⁽⁶⁾重要な違いはないといえよう。ともかくも臼井博士に従えば、社会をして社会たらしめるものは行為様式の一般共通性であり、それは社会統制によって実現されるという事になる。しかし社会統制が行なわれるためには、その対象となるべき行為を指示する観念が必要であろう。伝統的慣習であればその模範を示し、合理的に作られる法律であればそれを成文化して明示しなければならない。いずれにしても一般共通性を要求される行為についてその内容を指示する観念がなければならぬ。それを与えずに行為の結果についてただ徒らに統制を加えるのみであれば、如何なる行為が制裁を受けるか判明しないために、人心を惑わし社会を混乱させるだけである。規範の指示する行為内容が伝統的文化と合致する場合には規範が一種の記憶として伝統的に存続するという事実を認めるならば、規範統制説はかくして全体社会についても妥当し得ることになる。

要するに規範と統制はすべての集団において認められると共に、集団をなさざる多数人においては認められないものであり、しかも人々の集団的行動に対して極めて重要な意義を有する要素であるから、それは、集団の本質として認めるに値するものであるといえよう。

- (1) ホーマンズは規範について「規範は集団成員の心の中の観念である。即ち、成員または他の人が特定の状況の下でするが当然であり、しなければならぬし、することを期待されている事柄を明細に説明し得る観念である。」と定義している(前掲書、一三三頁)。本文の定義はこれを参考にしてある。
- (2) 命令も規範の一種であるとする見方はホーマンズによって教えられたものである。彼は命令について「命令は種類において規範と異ならない」と述べている(前掲書、四一六頁)。
- (3) 役目ないし役割 (role) が規範の一種であるとする見方はパーソンズにおいても充分でないように思われる。彼は、役割概念の基本的な構成要素として役割期待 (role-expectation) とそれを実現せしめるための制裁 (sanction) を挙げることによって、役割が規範的なものであることを暗示しているが (The Social System, 1952, p. 38) 一方、それを構成要素とす

る社会体系の概念でもって近代の職業社会を分析できると考えている点から見て（右同書一八二—一九一頁）、彼は役割を行為様式と見なしていると解される。

(4) 成員に対する役割の配分は、逆に見ると、役割に対する人間の配属即ち俗に言う「人事」である。パーソンズはこれを *the allocation of personnel, i. e., of actors, between roles* と呼んでいる（右同書、一一四頁）。

(5) 臼井二尚「社会の集団的統一性の基礎」前掲書、七一頁以下。

(6) デュルケーム、前掲書、一二頁。

四 他説との関係

以上の説明からも知られるように、集団の本質についての規範統制説は従来の諸家の学説を無視して新奇の主張をなすものではなく、むしろ各説の長所を生かしつつ短所を補わんとする意図を有するものである。その点を更に説明すると以下の如くである。

相互作用説の長所は、初期の総合社会学を批判して社会学固有の研究対象を明確ならしめた点と、社会に超個人的意志を認める立場を否定し、社会学にいわゆる個人主義的・原子論的研究方法を導入して今日の理解社会学的方法が可能ならしめた点に認められる。その二つの長所は規範統制説の中にも生かされている。規範はその普遍性と拘束性によって単なる行動指示の観念と区別されるのであるが、一種の観念であることに変わりはないのであって、その担手は個人をおいて外にはない。従ってそれについては理解社会学的方法が可能とされる。むしろ人間に対する人間の理解という方法によらなければ、規範の観察及び説明は出来ないと言ってよい。その規範に普遍性と拘束性を与えるのは意思疏通と統制であるが、これらはいづれも一種の相互作用である。この点では相互作用説の遺産が十分に生かされることになる。研究対象については、相互作用の中で商取引・恋愛・雑談などのように集団的行動と無縁のものが捨てられる一方、規範を通じて集団成員の行為様式がその意味内容と共に研究されるのであるから、研究対象は形

式社会学のそれとは幾分か違ってくる。しかし社会学の研究対象を人間の集团的行動に限定し、その分析用具として規範と統制の概念を利用するに止めるならば、綜合社会学の誤りを再び繰りかえすことにはならないであろう。

相互作用説の短所は、前述の如く、相互作用の中に集团的的のものが少なからず含まれている点に認められる。しかし一方、集団の形成ならびに存続のために無くてはならない相互作用があることも事実であって、形式社会学を批判することによってその種の相互作用までも研究対象から除外するとすれば、それはいわゆる角を矯めて牛を殺すの愚行といわねばならない。そこで、従来の社会学で重要とされて来た相互作用について吟味してみると、いづれも規範と統制に関係を有するものばかりであることが見出される。重要な相互作用として第一に支配と服従の上下関係があげられよう。ところがM・ウェーバーによると、支配とは、指示しうる一群の人々を特殊な(またはすべての)命令に服従させるチャンスである、と定義されている。⁽¹⁾ 支配の本質は命令にあるが、その命令は、前述の如く、規範の一種として理解される。命令と呼ばれる特殊な規範に対する同調行為が服従であろう。支配と服従の上下関係はこのようなにして規範統制説の理論の中に充分に組入れられることになる。重要な相互作用として第二に助け合い又は協力が挙げられよう。ところが、集团的行動としての助け合い又は協力は、詳細に見ると、規範に対する同調行為として行なわれているのが普通である。しからざる恣意的な助け合いは不公平を生み、集団の秩序を乱すものとして抑制ないし排斥されることが多いのである。重要な相互作用として第三に意思疏通、第四に統制があげられるが、これについては前述の如くである。要するに相互作用説の遺産ないし業績は規範統制説の中に充分に生かされるように思われる。

行為様式説の長所は家族制度、階級構造などのいわゆる社会的事実が単なる個人心理的事実とは異なる所以を明らかにすることによって、社会学と心理学との方法の違いを明確ならしめた点と、集団の実在性を認知せしめた点に見出されるであろう。デュルケームはその二点を、社会的事実が個人に対して外在するという表現を用いて説明してい

るが、これは要するに、人間が集団の中で行為する場合には個人で行為する時とは異なった思惟・感情・意欲・行動を示すという事実を述べたに過ぎないのであって、右の言葉によって彼が集団を超個人的な人格又は有機体と見ていたと考えるならば、それは誤解である。⁽²⁾ 社会的事実の外在性を右のような意味で正当に理解するならば、その性質は規範についても同様に認められる。規範は一種の観念として個人の中に存在するけれども、その起源は個人ならざる多数人の連関的行動の中に求めなければならない。しかも、規範に拘束性を与えるための統制は他人によって行なわれ、その場合に統制の基準とされるのは統制者の観念である。従って人間に規範が与えられた時には、彼は、自己の意識とは別に他人の意識内容に拘束されながら行為することになる。結局、人間は集団の中では個人で行為する場合は違った種類の行為をすることになる。それ故に個人の欲求・パーソナリティなどをどのように分析しても、それだけでは集団的行動は理解し又説明され得ないのである。そこに社会学における心理学的方法の限界が認められる。

集団の実在性如何は規範と称する観念の実在性如何によって決められる問題である。観念に実在性を認めるか否かは哲学上の問題であるが、唯物論のマルクス主義でさえもいわゆる上部構造としてのイデオロギーの存在を全く否定してはいないのであるから、観念に実在性を認めるとしても、あながら奇怪な説とは言えないであろう。規範は観念の一種として個人の中に存在しながらしかも多数人によって共有されているのであるから、集団は、個人を単位として成立しながらしかも単なる個人の総和以上の実在性をもつことになる。いづれにしても行為様式説の長所は全面的に規範統制説の中に生かされると見てよいであろう。行為様式説の短所及びそれを克服するために規範統制説が主張されねばならなかった理由は前述の如くである。

最後に集団主観説であるが、これが有効性を發揮するのは自律的集団の場合である。それについて規範及び統制と集団意識ないし集団感情との関係を説明すると次の如くである。

集団的行動の統一性は規範への同調によって実現されるのであるが、その同調には自主的なものと拘束的なものと

の二種類が考えられる。自主的同調とは読んで字の如く自ら進んでなされる同調行為である。拘束的同調とは、行為に対する他人の評価を基準とし、それに拘束されながらなされる同調行為である。換言すれば統制を前提としてなされる同調行為である。自律的集団では規範に対する自主的同調が統一性の基本となるが、それは、規範への愛着によって主情的に行なわれるにしても、また規範の価値理解によって価値合理的に行なわれるにしても、集団への帰属意識を前提としてなされるであろう。成員が集団に対して愛着心を持っているか、さまなければ集団の存続発展を合理的に希望する場合にのみ、規範への自主的同調が可能となる。

他方、拘束的同調を可能ならしめる統制について考えてみるに、制裁には抵抗が予想されるので、統制には勢力が必要である。ところが自律的集団では、勢力の源泉は成員一同の支持に期待するの外はなく、その支持は成員が集団の存続を希望する感情又は意識に基礎づけられている。更に、制裁を受ける者の立場に立って考えてみると、制裁の限界ならびに効果はその者の集団への帰属意識によって規定されるといえよう。帰属意識が大であればそれだけ制裁が有効であると共に、大なる程度の制裁が可能となる。

要するに、自律的集団では、自主的同調のみならず拘束的同調も成員一同の集団への帰属意識に基礎づけられている。かくして結局、自律的集団では、その統一性の基礎条件として集団意識ないし集団感情が問題にされざるを得ないのであって、そこに集団主観説が無視できない理由が認められる。しかしながら集団意識ないし集団感情の社会学の意味内容は右のような分析を通じてはじめて理解され得るのであって、規範統制説の立場に立つのでなければその解明は困難であろう。

以上のようなわけで、集団の本質について規範統制説を採用すれば、相互作用説・行為様式説・集団主観説の長所は大方その中に生かされることになる。しかも各説の持つ前記の如き欠点を排除くことが出来るのであるから、規範統制説は集団本質論について理論的な進歩を与えると見てよいであろう。なおその上に、規範は相互作用や集団感情

などと違って具体的に観察することが容易であるために、規範統制説は現実の集団の実証的研究を容易ならしめるといふ長所を持っている。⁽³⁾しかしそれらの長所を具体的に明示するためには、この説を理論的に発展せしめて集団の組織・運営・機能・統一性などの面に説き及ぶ必要があると共に、一方ではこの説に立脚して現実の集団の調査分析を進めて行く必要がある。それらは筆者にとって今後の研究課題であると思つてゐる。本稿では、以後の理論的並びに実証的研究を理解していただくために、集団本質についての基本的な私見を述べるに止める。

(1) M. Weber: *Wirtschaft und Gesellschaft*, 1947, S. 122.

(2) デュルケーム、前掲書、一〇五頁。なお第二版の序文では「社会的事実⁽¹⁾は質的には心理的事実と異ならない」と明言してゐる(序文、一七頁)。

(3) 拙稿「大阪浴場組合の運営」——ソシオロジ、第三二号、所収——は規範統制説の立場からなされた実証的研究の一例である。

(筆者 京都大学文学部〔社会学〕助手)

THE OUTLINES OF THE MAIN ARTICLES IN THIS ISSUE

The outline of such an article as appears in more than one number of this manazine is to be given together with the last instalment of the article.

Whitehead's Lectures on "Abstraction"

The following statement written by Professor J. D. Goheen as a foreword to the Japanese translation of Whitehead's lectures would also be a good précis of the article.

"These notes are an almost verbatim record of Whitehead's lectures in his course, *Cosmologies; Ancient and Modern*, on Dec. 3, 5, 8, 10, 1936. In the previous meeting of the course I had, as his assistant, given a lecture in which I asked Whitehead to make more explicit his doctrine of "vagueness". Students in the course sometimes received the impression that Whitehead disparaged clarity and advocated "vagueness" or "muddle-headedness" in philosophical thinking. Whitehead, of course, intended nothing of the kind, but he was profoundly interested in the relation of abstract thought to the "penumbral" background of experience. From one point of view, Whitehead's metaphysics could be construed as essentially concerned with this relation. The world of "process", which Whitehead thought of as initially disclosed in experience, is a world in which everything is related to everything else. Finite "facts", as well as finite truths or abstractions have, therefore, to be accounted for against a background of reality and experience which is unbounded. An abstraction or finite truth is, in this sense, arbitrary; there are always others in the background which might be expressed, but are, for good reasons or bad, suppressed."

The Essentiality of Human Group

by Hitoshi Takatsu

So far there exist, at least, three kinds of theory about the essentiality of human group.

In the first place the interaction theory expounded by G. Simmel, F. Tönnies and M. Weber, regards the interactions or the social relationships of the members of a human group as the essentiality of the group. Secondly in the behavior theory, which was set forth originally by E. Durkheim and further developed by J. Usui, the way of behavior common to all the group member is regarded as the essentiality of human group. Then thirdly there is the subjective theory, into which the group theories of A. Vierkandt, R. M. MacIver and C. H. Cooley can be classified. They maintain that group consciousness or group sentiment should be regarded as the essentiality of human group.

Now the author tries to advance the sort of theory which is partly or implicitly implied by the theories of G. C. Homans and T. Parsons; he contends that the most important characteristics of human group would be the aspects of the norm and the control of the group, and proposes to define the norm of human group as that which gives indications to the actions of the group members and sets up the range of freedom for their actions. With this broad concept of social norm which involves the concept of command and that of the rôle of each group member, the analysis of the dynamic and differentiated aspects of human group would be more successful.

From Natural Man to Artificial State

— Hobbes's Political Thought —

by Naoki Kamo

According to Hobbes's view, men are not naturally sociable, but competitive with one another and act quite egoistically. He defines the state of nature as a state of war, a war of everybody against everybody else. When, however, natural men come to know that their unlimited right of nature, contrary to its own purpose, leads them to a miserable death, reason suggests to them 'convenient articles of peace', i. e., the laws of nature. Though, on Hobbes's